

監 査 公 表

多監公第 6 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年6月18日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年5月8日～令和6年6月13日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年11月25日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年10月11日～令和6年11月19日	財 政 課
令和6年10月 8日～令和6年11月19日	防 災 安 全 課
令和6年10月15日～令和6年11月19日	総 合 政 策 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか

- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【財政課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【防災安全課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年12月17日

多久市監査委員 眞 木 國 男

多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年10月30日～ 令和6年12月13日	情報政策課
令和6年10月30日～ 令和6年12月13日	都市建設課
令和6年10月30日～ 令和6年12月13日	市立病院
令和6年11月 1日～ 令和6年12月13日	農 林 課
令和6年11月 1日～ 令和6年12月13日	農業委員会

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報政策課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【都市建設課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【市立病院】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農業委員会】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年12月26日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年10月21日～令和6年11月26日	税 務 課
令和6年10月18日～令和6年11月26日	会 計 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【税務課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【会計課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和7年1月8日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年11月 7日～ 令和6年12月25日	環 境 課
令和6年11月11日～ 令和6年12月25日	総 務 課
令和6年11月11日～ 令和6年12月25日	選挙管理委員会事務局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか

- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【環境課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【総務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和7年3月4日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和7年1月17日～令和7年2月26日	教育委員会 学校教育課
令和7年1月22日～令和7年2月26日	教育委員会 教育振興課
令和7年1月16日～令和7年2月26日	商 工 観 光 課
令和7年1月15日～令和7年2月26日	人権・同和対策課
令和7年1月16日～令和7年2月26日	国民スポーツ大会推進課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【人権・同和対策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【国民スポーツ大会推進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和7年3月25日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和7年2月10日～令和7年3月18日	市 民 課
令和7年2月 5日～令和7年3月18日	福 祉 課
令和7年2月 5日～令和7年3月18日	健康増進課
令和7年2月 4日～令和7年3月18日	高齢・障害者支援課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか

- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【福祉課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【健康増進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【高齢・障害者支援課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和7年3月4日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和7年1月22日～令和7年2月26日	一般財団法人 多久市スポーツ協会

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和7年1月22日から2月26日まで

3 監査の対象

団体： 一般財団法人 多久市スポーツ協会

所管課： 教育振興課

4 監査の項目

令和5年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*社会体育事業補助金	補助額	5,350,000 円
------------	-----	-------------

*スポーツ振興事業補助金	補助額	1,700,000 円
--------------	-----	-------------

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、監査対象団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

(1) 財政援助団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

(2) 所管課関係

- ① 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ③ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等に基づいているか。また補助金の額の確定は適正か。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。補助事業の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的に遂行されるよう要望する。

【一般財団法人 多久市スポーツ協会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和6年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和7年3月25日

多久市監査委員 眞 木 國 男

多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和7年2月5日～令和7年3月18日	多久市商工会

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和7年2月5日から3月18日まで

3 監査の対象

団 体 : 多久市商工会

所管課 : 商工観光課

4 監査の項目

令和5年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

* 商工業振興事業補助金 補助額 12,000,000 円

* 健康なまちづくり補助金 補助額 580,500 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

(1) 財政援助団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

(2) 所管課関係

- ① 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ③ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等に基づいているか。また補助金の額の確定は適正か。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。補助事業の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的に遂行されるよう要望する。

【多久市商工会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし